

各私立学校長 殿

奈良県文化・教育・くらし創造部
教育振興課長
(公印省略)

令和5年度「奈良県私立高校生等奨学給付金」申請者の募集について

平素は、本県教育行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、今年度は「通常分」「家計急変分」「新入生向け前倒し支給分」の三種類の支給を行うこととしています。

各支給について、下記のとおり募集を行いますので、保護者等が奈良県内に住所を有する生徒がおられましたら、制度・申請時期等をご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 通常分

(1) 募集概要

別添「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について」を参照ください。

- (2) 提出期限 第1次 …… 令和5年 7月31日(月) 必着
第2次(最終) …… 令和5年10月31日(火) 必着

※ 申請者から県への提出期限です。

※ 各学校において、在籍証明をしていただく必要がありますので、提出期限を考慮し、速やかなご対応をよろしくお願いいたします。

- (3) 提出書類 ・ 申請書及び添付書類(申請者作成)
(申請者が本課に直接郵送により提出)

2. 家計急変分

(1) 募集概要

別添「令和5年度 奨学給付金申請について～家計急変世帯～」を参照ください。

- (2) 提出期限
・ 7月1日までに家計急変が発生した場合 令和5年10月31日(火) 必着
・ 7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和6年 2月 1日(木) 必着

※ 申請者から県への提出期限です。

※ 各学校において、在籍証明をしていただく必要がありますので、提出期限を考慮し、速やかなご対応をよろしくお願いいたします。

- (3) 提出書類 ・ 申請書及び添付書類(申請者作成)
(申請者が本課に直接郵送により提出)

3. 新入生向け前倒し支給分（7～3月分の申請）について

(1) 募集概要

新入生向け前倒し支給（4～6月分）については、本年4月～5月に募集を行い、申請者に対しては、本年6月に支給・不支給の決定通知をお送りしております。

支給決定を受けた方が残額（7～3月分）の支給を受けるためには、改めて残額の申請手続きを行っていただく必要があります。

※前倒し支給の支給決定対象者には、本年6月の支給決定時に残額の申請書類を直接送付しておりますので、改めて書類の配布等を行っていただく必要はありません。

(2) 提出期限 第1次 ……令和5年 7月31日（月） 必着

第2次（**最終**） ……令和5年10月31日（火） 必着

※ 申請者から県への提出期限です。

※ 各学校において、在籍証明をしていただく必要がありますので、提出期限を考慮し、速やかなご対応をよろしく申し上げます。

(3) 提出書類 ・申請書及び添付書類（申請者作成）

（申請者が本課に直接郵送により提出）

4. その他 申請書様式等については、下記ウェブページからダウンロードできます。
（新入生向け前倒し支給分（7～3月分の申請）を除く）

奈良県ウェブページ <http://www.pref.nara.jp/40219.htm>

【担当】 奈良県文化・教育・くらし創造部
教育振興課 私学係 河西

TEL：0742-27-8347 FAX：0742-22-7215

E-mail：kyoikus@office.pref.nara.lg.jp